

広島県告示第二百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を再開した旨の届出があった。

平成二十四年三月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地 の	再開年月日
有限会社福祉タ クシー・ナカド	東広島市西条朝日町 六番五九一六〇三号	有限会社福祉タ クシー・ナカド	東広島市西条大坪町 九番地六〇	平成二十三年一 〇月一日